

# 請願・陳情者の意見陳述について（お知らせ）

令和元年第2回定例会から実施

泉大津市議会では、審議等に必要がある場合には、請願及び陳情者の意見を聴く（以下、「意見陳述」という。）機会を設けています。

## 1. 意見陳述の流れ

- ① 議長は、意見陳述が必要と認めた場合は、陳情提出者に、陳述の日時、場所その他必要な事項を文書（以下通知文）により通知します。
- ② 陳情提出者は、通知文を受け取った後、意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書に必要な事項を記載し、提出期限までに議会事務局に提出してください。

## 2. 申出書の提出期限

申出書は、議会招集日のおおむね2日前に開催される議会運営委員会の3日前（閉庁日は除く）までに提出してください。

※日程等詳細は通知文でご確認ください。

## 3. 意見陳述の場所及び日時

意見陳述は、市役所5階の第2会議室で実施します。開始時間は、目安となる時間を通知しますが、当日の委員会の進行状況により開始時間が前後いたしますので、ご了承願います。

## 4. 意見陳述の方法

### (1) 実施時期

意見陳述は、議会運営委員会の冒頭に実施します。

### (2) 意見陳述者（出席人数）

意見陳述者は提出者の中から1名とし、提出者から2名までの同席が認められています。

### (3) 陳述時間

請願又は陳情1件につき3分以内とします。

### (4) 委員・意見陳述者間の質疑

意見陳述者から委員に対して質疑はできませんが、委員から意見陳述者に対して趣旨内容確認のための質疑がされる場合があります。

### (5) 資料等の配布

意見陳述者は、その場で資料等を配付することはできません。また、パネルやスクリーン等も使用することはできません。ただし、請願又は陳情の提出時に別添された資料は、事前に委員に配布いたします。

## (6) 意見陳述時の注意事項

意見陳述に際しては、下記の事項を守り、委員長の指示に従ってください。

- ①決められた発言時間を守ってください。
- ②当該請願又は陳情の趣旨説明の範囲を超えた発言を行わないでください。
- ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への非難・中傷や、名誉を棄損する発言を行わないでください。
- ④会議の秩序を乱し又は会議の妨害となる行為をしないでください。

## 5. 意見陳述の記録

意見陳述での発言は、泉大津市議会委員会条例の定めるところにより記録されます。

## 6. その他

意見陳述に係る一切の費用については、意見陳述者の負担となります。

|   |
|---|
| 問い合わせ先：泉大津市議会事務局 議事調査係<br>電話 0725-33-9449 |
|---|